

# 令和5年度第6回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月26日（火）午後1時30分から1時59分まで
2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室
3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	11番	林	恵子
	14番	朝倉	雪
4. 欠席委員（3人）

	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見
5. 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 会長挨拶
  - 第3 業務報告
  - 第4 議事録署名人の指名
  - 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 現況証明願について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について
  - 第6 その他
    - (1) 10月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 後藤 タ子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： それでは、皆様、お疲れさまでございます。定刻になりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

定例総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、9番谷川委員、10番長谷川委員、13番北委員、推進委員の辻下委員、深川委員、堀川委員から欠席の届出がございました。八木推進委員につきましては遅刻の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願ひいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、14番朝倉委員、1番川端委員の両名にお願ひいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

最初に、資料につきまして、一部訂正がございます。左から2列目の区分につきまして、全て貸付と借受と表記されておりますが、全て譲渡と譲受の誤りになっております。おわびして訂正いたします。

今回、5件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は重義にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は重義にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は2名、申請農地は重義地係の畑417㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。2番につきましては、譲渡人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は番田にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は4名、申請農地は北潟地係の畑360㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3番につきましては、譲渡人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は2名、申請農地は熊坂地係の畑52㎡、熊坂地係の畑82㎡、熊坂地係の畑171㎡、熊坂地係の田69㎡、熊坂地係の畑89㎡、熊坂地係の田606㎡、熊坂地係の田862㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。4番につきましては、譲受人は牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は2名、申請農地は牛ノ谷地係の畑525㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。5番につきましては、譲渡人は芦鶴にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇の耕作人員は4名、申請農地は山十楽地係

の畑1,031㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。7ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番について、6番松井委員、お願いいたします。

6番： 現地も見てきたんですが、何ら問題はないものと見られます。  
以上です。

議長： ありがとうございます。

続いて、番号2番について、9番長谷川委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

続いて、番号3番、4番について、続けて11番林委員、お願いいたします。

11番： こちらも事務局の説明とおりで問題ないと思います。  
以上です。

議長： 最後に、番号5番について、私が説明をいたします。

もともと〇〇〇〇が耕作をしていた農地でございます、何ら問題はないというふうに思います。

それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

#### ◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては市姫二丁目地係で、面積は211㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。場所はあわら市役所の北西約150mの位置になります。事由につきましては、申請地は昭和60年頃に住宅が建設され、平成30年に解体されましたが、現在砂利敷きとなっており、引き続き宅地として利用されているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては熊坂地係の3筆で、面積は合計521㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。場所は熊坂の集落の東側、ため池がある場所のさらに山の中になります。事由につきましては、申請地は50年前まで畑として耕作されていましたが、その後、耕作放棄され、山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は芦鶴にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては山十楽地係で、面積は102㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和44年まで畑として利用されていましたが、昭和45年に農業用の倉庫が建築され、以後、宅地として利用されているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番について、5番館委員、お願いいたします。

5 番： 事務局の説明があつたとおり、地目変更問題なしと考えます。  
以上です。

議 長： ありがとうございます。  
続いて、番号2番について、11番林委員、お願いいたします。

11 番： こちらも先ほどの事務局の説明どおりで問題はないと思います。  
以上です。

議 長： ありがとうございます。  
最後に、番号3番につきましては私のほうから説明させていただきます。

この申請地につきましては、先ほど3条のところがありました農地の中に含まれているものでございまして、問題がないというふうに思います。

本件につきましては、本日、調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14 番： 現地の状況を調べた結果、事務局の報告で間違いありません。  
以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

#### ◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。資料13ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

14ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年9月29日金曜日でございます。借手は3人、貸手は3人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が12筆、2万5,785㎡、うち再設定が3筆、1,264㎡でございます。期間別内訳は、5年の田が3筆、1万1,053㎡、畑が5筆、1,264㎡、10年の田が4筆、1万3,468㎡でございます。

15ページにお進みください。集落別内訳については、布目の田が4筆、中番の田が3筆、城の畑が5筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

16ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。布目の田4筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,500円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。新規設定で

ざいまして、用水費は借主負担でございます。

2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。中番の田3筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万750円でございます。期間につきましては令和5年10月1日から令和10年9月30日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

3番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年10月1日から令和10年9月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： ただいまの事務局の説明の中で、賃貸料の説明で、2番の、この書面には1万7,500円って書いてあるんだけど、口頭説明では1万750円っておっしゃったように記憶してるんですけど、どちらが正しいんですか。

事 務 局： すみません、こちらに書かれてる1万7,500円が正しいものです。

議 長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。17ページにお進みください。

今回、13件の届出がございました。

1番の届出につきましては、宮谷の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は

青ノ木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月8日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、北潟の畑2筆でございます。権利取得者は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年6月1日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

3番の届出につきましては、権世の田2筆でございます。権利取得者は権世にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月7日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、菅野の田1筆、山室の田2筆、畑8筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月21日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、山室地係の畑3筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

18ページにお進みください。5番の届出につきましては、樋山の田4筆、畑5筆でございます。権利取得者は樋山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でございます。権利取得日は令和5年1月4日でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、北本堂の田5筆、畑3筆でございます。権利取得者は北本堂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月17日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、古屋石塚の田1筆、畑3筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年7月26日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

19ページにお進みください。8番の届出につきましては、中浜の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月31日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

9番と10番の届出につきましては、関連がありますので一括してご説明いたします。古屋石塚の田4筆、畑1筆でございます。権利取得者は清間にお住まいの〇〇〇〇さんと福井市にお住まいの〇〇〇〇さんとして、それぞれ持分2分の1ずつの移転でございます。権利取得日は令和4年7月16日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

20ページにお進みください。11番の届出につきましては、井江葎の田3筆、畑6筆でございます。権利取得者は井江葎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権

利取得日は令和5年5月5日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

12番の届出につきましては、中番の畑1筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年9月6日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

13番の届出につきましては、熊坂の田3筆、畑4筆でございます。権利取得者は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年2月2日で、相続による所有権の移転でございます。議案第1号3番にてご説明しましたとおり、熊坂の〇〇〇〇さんに贈与し、〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

#### ◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。21ページをお開きください。

今回、1件の届出がございました。

1番につきましては、布目の田4筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。議案第3号1番にてご説明しましたとおり、これら4筆の田を〇〇〇〇に利用権を設定するために解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議長： 次に、その他の(1)「10月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 10月の定例総会につきまして、10月26日木曜日午後1時半から開催したいと思い

ます。

議 長： ただいまの事務局の説明について、ご意見、質問はございませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問ないようですので、事務局説明のとおり、10月の定例総会は10月26日木曜日午後1時30分から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ただいまのことについて、ご質問ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、その他の(2)を終わります。

せっかくの機会でございます。委員の方から何かありましたら受けたいと思います。よろしいですか。事務局はよろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： では、ないようですので、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

慎重なるご審議を賜りありがとうございました。まだまだ暑い日が続くと思いますので、お体には十分ご注意の上、農作業等に頑張っていたいただきたいなというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

令和5年9月26日

議 長

委 員

委 員